

令和3年9月愛荘町議会定例会会議録

令和3年9月24日（金）午前10時00分開議

議 事 日 程（第3号）

- 日程第 1 議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 2 議案第45号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第46号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第47号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第48号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

~~~~~

追加日程第1 報告第 8号 放棄した債権の報告について

~~~~~

追加日程第1 議案第50号 愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議案第51号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第3 議案第52号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第4 議案第53号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第5 議案第54号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）

~~~~~

追加日程第1 請願第 1号 妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の延長と恒常的なお腹の赤ちゃんの支援に関する請願書

- 追加日程第2 意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充  
実を求める意見書
- 追加日程第3 議提第1 1号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第4 議提第1 2号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第5 議提第1 3号 広報常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第6 議提第1 4号 議員派遣について

---

### 出席議員（14名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 澤田源宏君   | 2番 村西作雄君    |
| 3番 森野隆君    | 4番 西澤桂一君    |
| 5番 村田定君    | 6番 高橋正夫君    |
| 7番外川善正君    | 8番 徳田文治君    |
| 9番 河村善一君   | 10番 吉岡 ぬみ子君 |
| 11番 瀧 すみ江君 | 12番 竹中秀夫君   |
| 13番 辰己保君   | 14番 伊谷正昭君   |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 町長 有村国知君      | 副町長 中西 功君    |
| 教育長 徳田 寿君     | 教育次長 上林市治君   |
| 総務政策監 青木清司君   | 福祉政策監 森 まゆみ君 |
| 会計管理者 中村喜久夫君  | 経営戦略課長 生駒秀嘉君 |
| みらい創生課長 西川傳和君 | 農林振興課長 楠 真二君 |
| 商工観光課長 藤野知之君  |              |

---

### 事務局職員出席者

- 議会事務局長 徳田 郁子 書記 伊谷 一 真

開議 午前10時00分

### ◎開議の宣告

○議長（伊谷正昭君） 皆さん、おはようございます。滋賀県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきます緊急事態宣言が発出をされております。感染症予防のためには、閉鎖した空間、近距離での多人数での会話などには注意が必要でありますことから、質問及び答弁につきましては、より一層簡潔に行われますように御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。座らせていただきます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（伊谷正昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま報告1件が提出をされました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、報告1件を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定をいたしました。

---

### ◎報告第8号の上程、報告

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、報告第8号 放棄した債権の報告についてを議題にいたします。

町部局の報告を求めます。経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） それでは、1ページを御覧いただきたいと思います。報告第8号 放棄した債権の報告について。愛荘町債権の管理に関する条例（令和3年愛荘町条例第1号）第7条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、

同条例第8条の規定により報告するものでございます。

1つ目、債権の名称、学校給食費負担金。

2つ目、債権の発生年度、件数及び金額、それと3の債権を放棄した理由については、別表のとおりでございます。

別表でございます。放棄した理由ごとに区分をしております。まず、放棄した理由が条例第7条第1項第3号に該当する場合でございます。上段からでございます。平成28年度、1件4,000円、平成29年度、1件4,000円、平成30年度、15件6万円、令和元年度、18件7万2,000円、令和2年度、14件5万6,000円となっております。

次に、放棄した理由が、条例第7条第1項第5号に該当する場合でございます。平成23年度、14件5万2,400円、平成24年度、33件13万2,150円、平成25年度、32件12万6,650円、平成26年度、1件4,200円、平成29年度、2件8,000円、令和元年度、4件1万6,000円となっております。合計135件53万5,400円となっております。

以上、報告とさせていただきます。

**○議長（伊谷正昭君）** これでは報告第8号を終わります。

---

#### ◎議案第44号～議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 日程第1、議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、日程第6、議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてまでを一括議題といたします。9月3日の議事に続けます。

まず、議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、予算・決算特別委員会に付託をし、審査を行われた報告が提出をされていますから、予算・決算特別委員会の審査報告を求めます。予算・決算特別委員会、竹中委員長。

〔予算・決算特別委員会委員長 竹中秀夫君登壇〕

**○予算・決算特別委員会委員長（竹中秀夫君）** 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和3年9月24日、愛荘町議会議長、伊谷正昭様。愛荘町予算・決算特別委員会

委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過。9月16日に各部門別に総括質疑、全体総括質疑を行い、慎重に審査しました。また、予算・決算特別委員会に先立ち、9月7日、9月9日に第1委員会から第4委員会により詳細な説明を受けたことを申し添えます。

総務部門の主な内容は、防災無線再整備更新の状況について。消防団員確保対策について。ウォークブルタウン創造事業の人流調査、分析、到達点について。特殊詐欺の発生件数について。地域おこし協力隊員の様々な、種目別及び起業支援補助金の成果について。地域のまるごと活性プランを踏まえたコロナ禍における自治会活動について。ごみ排出量、リサイクルの取組について。コロナ禍における税収入について。会計年度任用職員のメリット、デメリットについて。庁舎等集約化設計業務進捗状況及び住民説明会について。移住、定住ポータルサイトの内容、成果について。コミュニティづくり推進事業補助金及び部解放人権政策負担金の内容について。定住自立圏各部会の成果について。経常収支比率の動向について。法定外公共物用途廃止による売払い4筆の場所について。自治基本条例に基づく自治会向け施策の検証と庁舎集約化事業の整合性について。実質収支額に見合う単独事業の展開について。防災無線定時外放送の認定について。

次に、産業部門は、観光周遊ルートの活用方法、周知方法について。ふるさと納税事業の不用額及び取組について。交通安全施設の整備数及び状況について。県道湖東愛知川線に対する町の要望状況について。コロナ禍における農業施策への影響について。法定外公共物管理システムの活用方法について。町道愛知川栗田線の進捗状況について。豊国道路踏切の協議状況について。土地改良施設大規模改修事業の内容について。

次に、民生部門は、豊郷病院小児科医師確保対策事業の負担について。延長保育の利用者数及び愛知川地域の状況について。保護者会から民間運営となった学童保育事業のメリット、デメリットについて。子育て支援センター運営状況及び来館者数について。ステップアップ21に依頼している相談支援事業について。彦根学園せいふう

の利用者について。フッ化物洗口事業において対象学年を年々拡大することについて。マイナンバーカード所有者の増加状況について。コロナ禍におけるふれあいサロン実施状況について。インフルエンザ予防接種事業の効果について。

次に、教育部門は、GIGAスクール事業の取組、成果について。学校給食における新型コロナウイルス対策について。学校図書指導員の取組、成果について。小中学校修学旅行補助金について。図書館記念事業の取組について、もとへ、図書館記念事業の成果について。コロナ禍における学力向上の取組状況について。給食費不納欠損及び過年度収入の状況について。小中学校、幼稚園に勤務する会計年度任用職員の教員資格について。オリンピック聖火リレーにおける感染対策について。アレルギー給食の相談内容、取組について。

最後に、総括質疑として、コロナ感染自宅療養者への対応について。コロナ禍での新しい施策について。コロナ対策に要した稼働について。不納欠損処分及び不用額について。これからの人権施策推進事業について。現状に見合う観光周遊ルートの構築及び新たなハイキングコースを追加することについて。社会福祉協議会送迎バスや送迎ボランティアを活用した新たな高齢者外出支援事業について。コロナ禍により中止した事業についてなど、活発に審査を行われました。

質疑終了後、討論を省略し、採決の結果、起立多数で議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては可決するものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（伊谷正昭君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、認定しないことを表明します。

令和2年度決算の中で、新型コロナウイルス感染症対策事業、愛知中学校大規模増改築事業、防災行政情報システム整備事業など町民の利益につながる事業については認定します。

令和2年度は今までに経験したことがない新型コロナウイルス感染症の流行の中で

始まり、終わった1年間でした。国の交付金を活用しての特別定額給付金給付事業をはじめとする生活支援策や営業応援策、感染予防策などの多くの事業が行われました。現在、滋賀県にも緊急事態宣言が発令されており、愛荘町でも感染者が増えて予断を許さない状況になっています。今必要なのは、昨年引き続き生活支援、営業応援を行うこと、ワクチン接種を進めること、広めの社会的PCR検査と受けたい人がどこでも、いつでも、何度でも受けられる検査体制です。

令和2年2月に設置された愛荘町庁舎等のあり方検討委員会は、庁舎をはじめ9施設についてどのようにしていくのか検討し、令和2年8月に答申を行いました。昨年9月議会で愛荘町役場庁舎等リニューアル工事設計委託料が含まれた補正予算が突然提案されました。その後、その中で行政機能の廃止の最適化事業の一環、庁舎の集約化を令和3年度中に行うという町長の考えのもとに、町民にその是非を問うことも議会で十分に理解されることもなく、行政主導で足早に進められました。愛知川庁舎に集約することを前提にした住民説明会を令和3年初旬に予定していましたが、コロナ禍で取りやめになり、文書を全戸に配っての意見募集をされました。令和3年度予算概要に事業内容を記載するだけで、当初予算書にはその計上がなく、令和3年4月に両庁舎の改修工事などの補正予算を提案するという説明を議会は受けましたが、臨時議会の当日に議案提案を見送りました。その後、町長は、いつ議案が提案されるのかを明らかにせず、議会と一丸となって進めていきたいとの言葉だけです。議会だけではなく町民と向き合って、町民の理解を得ること、町民の不安に応えることが必要です。何人かの議員も要望しているように、住民説明会の開催をこの場で要望いたします。

政府は、マイナンバーカードの取得数を増やそうと、令和2年度にマイナポイント事業を行いました。個人番号カードには氏名、住所、マイナンバーなどが表記され、顔写真つきであり、住基カードや定期券、キャッシュカードなど、より多くの個人識別情報が載っており、プライバシー保護の観点が著しく後退します。政府は、マイナポイント、公務員のカード一斉取得推進策や健康保険証代替りの利用など、少なくとも現状の仕様のままでの積極的普及には慎重であるべきです。事実上の強制や一体化する必要のない他制度機能の取り込み、制度目的と全く関係のない利益誘導などによって全国民に普及させることを目指すような施策を行うべきではないことを訴えます。

令和2年度決算では、川久保と長塚のコミュニティづくり推進事業補助金の計上が

ありませんでした。その理由は、コロナ禍のため川久保はイルミネーションができなかった、また、長塚はぶどう祭りを中止したとのことです。このことで、根拠のない拠出はできない明確な事業に対する補助金であることが明確になりました。このような事業に対する補助金は同和特別扱いの補助金ではなく、どこにでも拠出できる補助金にしていく必要があります。いろいろな人権問題を考える中で、「同和問題をはじめ」という言葉をやめる時期が来ていることを訴えます。現在、「同和問題をはじめ」ではなく、あらゆる人権問題を取り上げることがまちづくりの到達になっていることを訴え、反対討論といたします。

**○議長（伊谷正昭君）** ほかに討論ありませんか。9番、河村善一君。

**○9番（河村善一君）** 9番、河村善一です。私は、議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症は、人々の暮らしや経済活動に多大な影響を与えています。感染症の対応に当たっては、感染防止策やワクチン接種をはじめ様々な対策が講じられていますが、新たな変異株が検出されるなど、まだまだ先行きは不透明です。

そうした中、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに、第2次愛荘町総合計画に掲げる目指すまちの姿、「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な施策に対し、7つの分野、領域について重点的に推進されました。

令和2年度一般会計歳入決算額は127億6,554万5,000円となり、前年度に比べ36億5,376万3,000円の増加となりました。税金においては、個人町民税や固定資産税は増収となったものの、主要法人の法人税割の大幅な減収により、1億94万4,000円の減収となっています。ただし、町税全体の収納率については上昇しており、徴収強化対策の効果の表れと感じているところであります。

次に、歳出決算額は123億4,231万1,000円となり、前年度に比べ35億6,255万8,000円の増加となりました。

重点施策7つに係る具体的な取組ではありますが、1、子供・子育て環境の充実として、子育て応援ふれママ教室での育児不安の軽減や、保護者の負担軽減として学童保育所を民間事業者へ委託し、実施されたこと。

2、学力向上、教育環境の充実として、児童生徒一人一人の基礎的読解力を高める



ためのリーディングスキルテストの実施や、学校図書館を充実させ、読書冊数の増加を図られたことや、ハード事業として愛知中学校大規模増改築事業を進められたこと。

3、健康寿命の延伸として、コロナ禍の中、感染症対策を行いながら、健康元気もりもり教室を実施し健康づくりを推進されたことや、がん対策として胃内視鏡検査やアピアランス支援事業を実施されたこと。

4、高齢者の活躍としてシルバー人材センターの女性会員を増やすための取組を実施されたこと。

5、愛荘町の魅力発信としてLINEを活用した新たな情報伝達手段を導入されたことや、ふるさと納税サイトを追加し、給付額の増加に取り組まれたこと。

6、安全で安心なまちづくりとして、防災行政無線の戸別受信機のデジタル化や町道愛知川栗田線の道路改良事業の実施。

7、持続可能なまちづくりの推進として、ウォークブルタウン創造事業やコミュニティ活動推進事業の実施、ランドデザイン構築事業や行政機能の最適化事業を進められたこと。

さらには、新型コロナウイルス感染症による危機を乗り越えるため、国の補正予算額を活用し、感染症対策や経済対策を実施されました。コロナ対策はもちろんのこと、本町の持続的発展につながる各種の施策を的確に執行されています。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響などにより非常に厳しい財政状況が当面続くことが見込まれています。このような状況であるからこそ、職員の皆さんが一丸となって行政、行財政改革に取り組んでいただき、さらなる健全な財政運営と住民の満足度の向上に努めていただきたいと思います。

以上、本決算の認定について賛成するものでございます。議員各位におかれましても御賛同をお願いしまして、賛成討論を終わります。

以上です。

**○議長（伊谷正昭君）** これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決をいたします。本案に対する予算・決算特別委員会は、報告のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立多数であります。よって、議案第44号 令和2年度愛

荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定をいたしました。

日程第2、議案第45号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託をし、審査が行われました。その報告が提出をされておりますから、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、河村委員長。

〔総務産業建設常任委員長 河村善一君登壇〕

**○総務産業建設常任委員長（河村善一君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和3年9月24日、愛荘町議会議長、伊谷正昭様。総務産業建設常任委員会委員長、河村善一。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第45号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過。9月7日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。質疑の主なものは、小集落地区改良事業用地の筆数と場所について、土地の管理についてなどの審査が行われ、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第45号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（伊谷正昭君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第45号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決をいたします。本案に対する総務産業建設常任委員会  
は、報告のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の  
起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（伊谷正昭君）** 全員起立であります。よって、議案第45号 令和2年度愛  
荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定す  
ることに決定をいたしました。

日程第3、議案第46号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決  
算の認定を求めることについて、日程第4、議案第47号 令和2年度愛荘町後期高  
齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第5、議案第  
48号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めること  
については、教育民生常任委員会に付託をし、審査が行われました。その報告をさ  
れておりますから、教育民生常任委員会の委員長報告を求めます。教育民生常任  
委員会、高橋委員長。

[教育民生常任委員長 高橋正夫君登壇]

**○教育民生常任委員長（高橋正夫君）** 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和3年9月24日、愛荘町議会議長、伊谷正昭様。愛荘町教育民生常任委員会委  
員長、高橋正夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議  
会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第46号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳  
出決算の認定を求めることについてを原案可決。議案第47号 令和2年度愛荘町後  
期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。議  
案第48号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるこ  
とについてを原案可決。

2、審査経過。9月9日に教育民生常任委員7名が慎重に審査いたしました。国民  
健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、財政調整基金で15歳以下の子供の賦課  
はしなくてもよいと考えるが、町独自施策の考え方について。税負担の公平化に基  
き、子供の賦課をどう捉えているのかについて、町独自施策の考え方について。保  
険税還付金における修正申告後は、申告等はコロナによる影響分について。特別交付金

(2号繰入金)は、財政状況に応じた交付金かについてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で第46号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり決定いたしました。

次に、後期高齢者保険事業特別会計の質疑の主なものは、負担の公平化及び財政運営の責任の考え、捉え方について。高齢者生活の実情の分析と実態をどのように捉えているのかについて。公助の責任として町民の実態を訴えることと広域連合で訴えることについてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、起立多数で、議案第47号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり決定しました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、介護保険保険者努力支援交付金の内容について。介護保険料軽減の具体的内容について。高齢者が尊厳を持って生き生きと生活できるための町としての考え方について。地域ケア会議推進事業で、行政としてどのように課題を捉えているのか。社会全体で支えるための本町の施策について。コロナ禍における町内介護施設の運営状況の実態把握と人員基準における介護報酬の30%カットの該当について。介護認定調査員の3名から2名になった理由についてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第48号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（伊谷正昭君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第46号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に際して、反対を表明します。

行政は、国民健康保険制度を最後のセーフティーネットだと言いながら、最後のセーフティーネットにふさわしい対応をされていません。国保特別会計事業における財

政調整基金の決算年度末残高現在高が1億7,574万円となっています。2年度中での基金増減高は4,229万2,000円の増額であり、年度中での取崩しは行っていません。まさに高い国保税による基金積立てとなっています。

高い国保税は、共済保険や協会けんぽにはない家族割や人頭割が課せられ、共済保険の倍の負担となっています。加えて、人頭割は生まれた赤ちゃんにまで課税を行う常道を逸した制度となっています。所得のない子への課税を町単独事業として来年度から実施すべきだと考えます。所得のない子への課税をして町からの一般財源の繰入れは認めないという国の論理は成り立ちません。所得のない子への課税制度の論拠を国と町はまず示すことです。国保の加入者の8割が年収200万円以下であるにもかかわらず、国保税の応益割負担が重くのしかかり、国保税を払いたくても払えない現実に立たされ、その結果、医療を受けたくても手控えなくてはならない事態をつくり出しています。国保事業は県の統一した運営となりました。そのことによって、本町における国保加入者の実態及びゆがんだ課税制度による悲鳴が届かなくなりました。国民健康保険事業は最後のセーフティーネットの役割を担っていると行政は誇らしげに言明するのであれば、財政調整基金を使ってでも加入者の負担軽減を行うべきです。税の公平性の立場から、所得を得ない15歳までの子への課税を廃止する町単独事業として一般財源を繰入れを行うことを進言して、反対討論といたします。

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありますか。1番、澤田源宏君。

**○1番（澤田源宏君）** 1番、澤田です。私は、議案第46号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は、国民皆保険制度を堅持することにより、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に寄与してまいりました。しかし、医療の高度化や被保険者数の減少などにより、国保事業の運営は年々厳しさを増しています。このような状況下、平成30年度からは滋賀県が財政運営の責任主体となる新国保制度が始まりました。町においては、税負担の公平化と保険税収納率の向上を図るため、未納者に対して納付相談の機会を拡大するなど、収納対策の強化に努められております。さらには、医療費の適正化事業にも取り組まれ、保険財政の安定的な運営にも努められております。今後においても、税務課、健康推進課、住民課が連携され、保険者として引き続き安定した事業運営と財政運営の健全化に努められることを求めまして、本決算の認定について賛成するものです。

**○議長（伊谷正昭君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決をいたします。本案に対する教育民生常任委員会の報告のとおり、可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立多数であります。よって、議案第46号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定をいたしました。

次に、議案第47号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。令和2年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に際して、反対を表明します。

まず、後期高齢者医療事業においては、町及び町民の実態に反映しているのか。町及び町民の声を届ける、または反映できる仕組みになっているのか。高齢者の声が届かなくなっているということをまず申し述べなければなりません。後期高齢者医療事業は、県広域連合として事業運営しています。その結果、75歳以上の被保険者の保険料の引上げを高齢者自身、被保険者は受け入れざるを得ません。加えて、国は法律を変えて被保険者に所得区分を設けて医療費負担を2割にし、減免制度の改悪も断行しました。65歳以上の老人への医療費負担は、羊の毛をむしるように200円から始まり、今は命を削る75歳以上の高齢者の保険料と医療費負担の後期高齢者医療制度へと老人医療の在り方が変えられてきました。新自由主義経済を志向する国は、公助から自助への制度変質を進めてきました。その結果、75歳以上の高齢者がいつまで現役並みに暮らしと健康に気をつけなければならないのか。退職して80歳には預貯金などが底をつく実生活を余儀なくされています。新自由主義経済は、低賃金と核家族化社会をつくりました。国は高齢者の40年もの社会貢献に配慮と畏敬の念を持たず、国の冷たい支援の連続で自己責任を押しつけてきました。もうそれも限界です。

高齢者が安心して医療にかかれる社会保障制度の確立を訴えて、反対討論といたします。

**○議長（伊谷正昭君）** ほかに討論はありませんか。1番、澤田源宏君。

**○1番（澤田源宏君）** 1番、澤田です。私は、議案第47号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度の体系の実現のため、75歳以上の高齢者に係る医療を都道府県ごとに設置する後期高齢者医療制度が創設され、13年が経過しました。この間、国では、高齢者の置かれている状況に配慮されて、保険料の軽減や徴収方法の変更などの対策が講じられて、制度は定着してきている状況です。令和2年度には、制度の持続可能性を高めるため、保険料の軽減特例の見直しが行われました。町においては、制度開始から制度の周知や保険料収納への理解を深めるために、広報誌などによる啓発のほか、窓口対応や自宅を訪問されるなどのきめ細やかな対応に努められており、大きな混乱もなく、運営がなされています。高齢者が安心して医療を受けられるよう医療制度の充実と事業の円滑な執行に引き続き努められていることから、本決算の認定について賛成するものです。

**○議長（伊谷正昭君）** これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決をいたします。本案に対する教育民生常任委員会は、報告のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（伊谷正昭君）** 起立多数であります。よって、議案第47号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定をいたしました。

続いて、議案第48号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 4番、西澤でございます。今、委員長報告にというお話でしたんですけれども、7名の委員の方が討論したと。そしてから、その質疑の報告もいただいたんですけれども、ちょっとそこには該当しておりませんので、そのほかのほうとして質問をしたいと思います。

まず、4点ばかり介護保険につきまして質問いたしたいと思います。かねてからこ

の介護保険につきましては、施設入所がなかなかできないというような声がたくさん出ております。それで、まず町といたしましてこの実態をどのように把握されているのか。そしてから、希望されてから入所まで大体どの程度、要するにかかっているのか。まずこれが1点目です。

そして、2点目は、やはり入所者といえども全ての方が保険料をきちんと払っているんですけども、それに対してきちっとした、要するに権利行使ができない状態にあると、この意味におきましては……。

**○議長（伊谷正昭君）**　ちょっと西澤議員、ちょっとこれは執行部にはちょっと質問じゃないのです。一応、委員長報告ですので。

---

**○議長（伊谷正昭君）**　暫時休憩。

休憩　午前10時53分

再開　午前10時59分

**○議長（伊谷正昭君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（伊谷正昭君）**　続いて、議案第48号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）**　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）**　13番、辰己。令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、決算の認定に対して反対を表明します。

介護を社会全体で支えるための仕組みと言いながら、要支援、要介護1、2の介護保険制度から外していく改悪が進められています。同時に、保険料は値上げ続きです。サービスの自己負担も引き上げられ、自己責任だけを強めてきました。介護を社会全体で支えるとは、国や町の公助の役割を求めているのではなく、40歳以上の現役世代からの負担で支える、同時に市民のボランティア活動などで支えるということです。社会全体で支えると言いながら、制度あってサービスなしと、要介護1、2まで介護制度から外していく、在宅介護へとシフトしていく介護保険制度の改悪を進めてきました。健康保険制度から介護保険事業を切り離し、現役世代にも負担を求めました。



社会保障制度への公助の責任を放棄してきた中、被保険者や要介護者の負担増に加えて、現役世代の負担も増え続けています。こんな社会はおかしいと政治と社会の在り方を問い直す、そうした声が増えてきています。行政自らが言う社会全体で支える仕組みを掛け声だけに終わらせてはなりません。公助の責任をしっかりと果たす社会保障制度へと変える必要性を訴えて、反対討論といたします。

**○議長（伊谷正昭君）**　これで討論を終わります。すいません。ごめんなさい。もとい、次に、賛成討論はありませんか。1番、澤田源宏君。

**○1番（澤田源宏君）**　1番、澤田です。私は、議案第48号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画及び介護保険事業計画の最終年度となり、その評価、分析を行い、次の8期計画につなげる大切な1年でありました。そのような中、新型コロナウイルス感染拡大という今まで私たちが経験したことのない未曾有の状況下で、福祉課が特別定額給付金の担当を持ちながら、安心安全を確保の上、いかに介護予防事業を推進するかなど、常に大きなテーマに向かって職員が一丸となり、難局を乗り越えてきた経緯を容易に想像させます。具体的には、高齢者の健康維持、増進を目的とした健康元気もりもり教室や悠々教室を、万全な感染予防対策を講じて実施し、こういった継続的な事業が要介護認定率を減少させる結果につながっており、さらには自宅でできる認知症予防として脳トレーニング問題集を発行するなど、創意工夫による地道な取組も評価できるところであります。積極的な介護予防事業と適切なサービス提供、支援を8期計画でも引き続き実施し、プロセスを確実に踏みながら愛荘町らしい地域共生社会を実現されることを期待して、本決算の認定について賛成するものであります。

**○議長（伊谷正昭君）**　これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決をします。本案に対する教育民生常任委員会は、報告のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（伊谷正昭君）**　起立多数であります。よって、議案第48号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定をいたしました。

日程第6、議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われました。その報告を提出されておりますので、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、河村委員長。

〔総務産業建設常任委員長 河村善一君登壇〕

**○総務産業建設常任委員長（河村善一君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和3年9月24日、愛荘町議会議長、伊谷正昭様。総務産業建設常任委員会委員長、河村善一。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過。9月7日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。質疑の主なものは、水洗化率100%に向けた取組状況について、水洗化の実態調査の実施について、未収金の内容と対応について、債権の関する条例による債権放棄についてなどの審査が行われ、討論を経て、採決の結果、全員賛成で、議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては原案のとおり決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（伊谷正昭君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより、議案第49号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は、報告のとおり、可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（伊谷正昭君）** 全員起立であります。よって、議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、認定することに決定をいたしました。

---

**○議長（伊谷正昭君）** 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時40分

**○議長（伊谷正昭君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（伊谷正昭君）** お諮りします。ただいま議案5件が提出をされました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（伊谷正昭君）** 異議なしと認めます。よって、議案5件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第1、議案第50号 愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（青木清司君）** それでは、追加議事日程の①をお願いをいたします。お開きをいただきまして1ページ、議案第50号 愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。同じく、改正条例と説明資料をお願いをいたします。

条例の一部を改正する理由でございますが、デジタル庁設置法等の制定により、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣

に変更されたこと、そしてまた、番号法第19条の例外として第4号が追加されたことによりまして、条ずれが生じたものでございます。

1 ページ、議案書をお願いをいたします。愛荘町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。第38条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いをいたします。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。反対討論を行います。議案第50号 愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例に対して反対を表明します。

デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、特定個人情報を管理する、管理する情報提供ネットワークシステムの設置、管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことによる条例改正であり、それは、9月1日に発足したデジタル庁の長が内閣総理大臣になったことによるものです。強力な権限を持つデジタル庁は、国の省庁にとどまらず、自治体、準公共部門に対しても重点計画、整備方針の策定、予算配分の勧告権を使って口を挟むことができるようになります。このようなことは、地方自治を侵害するものです。

厚生労働省は22日、マイナンバーカードを健康保険証代わりに使えるようにするオンライン資格確認システムについて先延ばしにしていた本格運用を、10月20日から開始することを社会保障審議会の部会で明らかにしました。マイナンバーカードの普及ありきで本格運用を急ぐ姿勢が懸念されています。本格運用は当初、3月下旬からの予定でした。試行運用の際、健康保険組合などの保険者によるマイナンバーの登録ミスで患者情報が確認できないなどの問題が続出し、先延ばしになりました。こ

の日の部会で、厚労省は、チェック機能を強化して問題を改善したと説明しました。本格運用されれば、同カードに対応している医療機関を保険証なしで受診することができますが、12日時点で同システムを運用しているのは医科、歯科、薬局のうち1.5%の3,502施設しかありません。システム改修が完了したのも5.6%の1万2,894施設にとどまります。未対応の医療機関に患者が同カードだけで受診した場合は保険証忘れと同じで、原則的に窓口で医療費を一旦10割負担することになるということです。

今やるべきは新型コロナ対策であり、個人情報保護が尊重されないデジタル化を無理やり進めることではないことを訴えて、反対討論といたします。

**○議長（伊谷正昭君）** 賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立多数であります。よって、議案第50号 愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第51号～議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第2、議案第51号 契約の締結につき議決を求めることについて、追加第3、議案第52号 契約の締結につき議決を求めることについて、追加日程第4、議案第53号 契約の締結につき議決を求めることについてまで、一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

**○教育次長（上林市治君）** 議案書2ページをお願いいたします。

議案第51号 契約の締結につき議決を求めることについて。次のように変更契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求

めるものでございます。

1、契約の目的。令和元年度工事第30号、愛知中学校校舎等大規模増改築工事（建築）でございます。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額18億8,870万円、変更後の契約金額19億2,103万1,200円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県蒲生郡日野町松尾5丁目1番地。氏名、奥田・伊藤建設工事共同企業体代表取締役、北川昭市でございます。

続きまして、3ページ、議案第52号でございます。契約の締結につき議決を求めることについて。次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。令和元年度工事第31号、愛知中学校等大規模増改築工事（電気設備）。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額4億4,381万4,800円、変更後の契約金額4億4,905万800円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県大津市晴嵐1丁目3番15号。氏名、株式会社ケイテック代表取締役、草野吉方でございます。

次、4ページをお願いいたします。議案第53号 契約の締結につき議決を求めることについて。次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。令和元年度工事第32号、愛知中学校校舎等大規模増改築工事（給排水冷暖房設備）。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額2億7,686万5,600円、変更後の契約金額2億7,947万4,800円。

契約の相手方。住所、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子249番地。氏名、株式会社湖東工業所代表取締役、上林清作でございます。

以上3件、よろしく願いをいたします。

**○議長（伊谷正昭君）** これより議案第51号、議案第52号、議案第53号の質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。先ほどの全協でも質疑をしていたというのか、提案をしていたというのか、確認という、全てが含まれているわけですが、私自身が、教育棟を新築をされて、つばがついていることに対しての住民さんからの素朴な疑問を投げかけたときに、そのつばが落下防止の役割を果たすんだという説明を受けたわけです。そのときに私自身もその現地確認をすることによって、窓が、安全対策の上から下部のところで閉め切った明かり取りというものを設置されて工夫されているということも、その場でも話していました。そういう安全対策上でつばがついているという中で内覧会を行った結果、いろいろな意見のもとで、今回、契約の変更として教育棟に新たなその安全対策のバーをつけるという説明を受けています。

そのバーに対して云々ではないんです。要するに私が言いたいのは、さきの全協でも言っていたけども、子供たちの命を第一に考えての変更契約を行うということですので、十分に、本当に考察するというのか、そこまで言うんだったらそれがどうあるべきなのかということをやはり熟慮するというのか、その上で増築工事を進めてほしいと思うんです。改めて安全対策に対する、内覧会での参加者の意見も踏まえてのどいう協議を進めてこういう答え、結論を導き出したのか、そのことをお尋ねしておきます。

**○議長（伊谷正昭君）** 教育次長。

**○教育次長（上林市治君）** ただいま安全柵のことについての御質問でございますけれども、8月に現場の完成した見学会ということで、その時点で御意見をいただいたということでございまして、そのほかにも学校側からはいろんな諸々の、いろんな改善策等を要求をされまして、種々検討した結果、そういう形でやっていきたいということで御提案を申し上げたものでございまして、安全柵につきましては、十分にその取付け位置等につきましては検討をしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（伊谷正昭君）** ほかにありませんか。

**○13番（辰己 保君）** 取付けの位置じゃなくて考えてくれ言うてるさかいに、検討するかどうかの答弁。

**○議長（伊谷正昭君）** 教育次長。

**○教育次長（上林市治君）** 十分に検討してみたいと思います。

**○議長（伊谷正昭君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 討論なしと認めます。

これより議案第5 1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 全員起立であります。よって、議案第5 1号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5 2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 全員起立であります。よって、議案第5 2号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5 3号を採決をします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立多数であります。ごめんなさい。全員起立であります。よって、議案第5 3号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5 4号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、日程第5、議案第5 4号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（青木清司君）** それでは、別冊補正予算書をお願いをいたします。お開きをいただきまして、議案第5 4号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ



ぞれ2,777万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,064万5,000円とするものでございます。

次、めくっていただきまして、2ページ、3ページ、第1表では款項の区分ごとの金額でございます。

6ページをお願いいたします。事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。まず、6ページの歳入でございます。14款国庫支出金、1目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金（新型コロナ対策）として2,090万2,000円の事業者支援分としての追加でございます。18款繰入金、1目財政調整基金繰入金、財政調整基金486万8,000円の財源調整でございます。20款諸収入、5目雑入、コミュニティ助成事業助成金といたしまして200万円の追加でございます。

続きまして、歳出に移ります。次のページ、7ページをお願いいたします。2款総務費、6目企画費200万円の追加でございます。コミュニティ助成事業補助金、宝くじ助成1自治会分の追加10分の10でございます。7款商工費、2目商工振興費2,500万円、新型コロナ対策の事業者支援分でございます。需用費10万7,000円、役務費9万3,000円、負担金補助及び交付金2,480万円、いずれも感染症対策経営力強化支援事業補助金並びに事業継続支援金でございます。次に、10款教育費、7目図書館費でございます。地方創生臨時交付金のうち322万4,000円につきましては、図書館のトイレ等を改修をお願いをしているところでございますが、それに対する財源の充当でございまして、補正額はございません。

次、裏面めくっていただきまして8ページ、11款災害復旧費、1目農地等災害復旧費77万円の追加につきましては、農地等災害復旧工事設計業務委託料といたしまして、斧磨地先の設計分で77万円でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。この補正5号は結局、コロナ対策、事業力、経営力、要するに経済の活性というかその支援策として国の地方創生臨時交付金が使われての対策と、町の対策というものが主であると考えられます。それで、今、最後のほうで、図書館でのトイレの改修についてもコロナ対策として採用されて、一般財源から国交付金を使つてのこの地方創生臨時交付金の中に入っているというふうに推

察をします。こういう中ですが、それはちょっと確認の意味で答弁はいただきます。

地方創生臨時交付金そのもの、まあいえば、あとは自治宝くじ助成金ですので大して問題になるわけじゃなくて、問題にしたいのは、地方創生臨時交付金、コロナ禍対策のこの交付金が、当然これはこれで大事なんです。経済をどう回していくかという、地域経済をどうしていくかは大事なんです。でも、そこには町民が存在するんです。経済を回していくには町民支援も考えてもらわなきゃならないんです。私は当然、私というか私どもというか、は、保育園やら小学校、保育園、幼稚園、小中、そうしたところに本当にPCR検査は、もし感染者を踏まえたら、全体を面で取り組むことが必要だと。そういうことをしていかないと、本当に経済が回るのかということになるんです。ワクチン接種は確かに大きな効果があると思っています。決め手だろうというふうにも思っています。でも、感染することはテレビ等で知識人も発出しているわけですから、発言しているわけですから、私はやはり県内でも、病院等でもやはり起これば大変なことになるということで、被害が拡大すると。要するに、子供が感染すれば、その家庭、親に影響する、仕事に影響する。そういう中で、本当に今、コロナによっては失業者までやっぱり増えているんですよ。そういうところをもっともつと着目してほしい。そういうところで、そういう経済支援ができるのかどうかは一考してほしいけども、考えてほしい、検討してほしいけども、やはりできることは、確実にできることは、子供たちが安心して学校に行ける環境、保護者が安心して仕事に行ける環境というのは、やはりPCR検査をやったりやっていくべきだと思うんですよ。だから、どんだけの予算が要するのか分からなかったら窓開けで、口開けで1,000円、1万円を補正予算でも見ておくべきだというふうに思うんですよ。この口開けができるかできないかが有村町政の姿勢の問題だと思うので、あえて関連質問になるんですが、最初は交付金がどう使われているのかということをお答えいただきますが、一歩踏み込んで提案であるんですが、私はいつでも対応しますよという姿勢を見せていただきたいために、コロナ対策に対して、だから、1,000円なり1万円の口開けの補正予算を組んでほしい。このことについて町長自身の考えをお聞きしておきます。

**○議長（伊谷正昭君）** 政策監。

**○総務政策監（青木清司君）** 先に地方創生臨時交付金でございますが、歳入で2,090万2,000円ということで歳入を申し上げさせていただきました。この中には、影響を受ける事業者に対して実施する交付金が1,767万8,000円、そして地方

負担分に対して交付されるものが322万4,000円ということで、2通りございます。初めの1,767万8,000円につきましては、商工費のほうで見ております事業者支援分のほうに国庫支出金として充当をさせていただいております。あとの地方負担分322万4,000円につきましては、本年の第1号補正でお認めをいただきました図書館のトイレ等の改修分でございます。5,057万円の御予算をお認めをいただきました。その中で、臨時交付金が3,119万8,000円、既に充当はしてあったんですが、あとまだ持ち出し分がございますので、そこへ322万4,000円を充当させていただいたというところでございますので、よろしくお願いをいたします。

それと、あとPCR検査の窓開けだけはしておいたらどうかというようなところでございます。PCR検査につきましては、その事態事態、ケースケースに応じた形の検査が必要になってくるのかなというふうには思っております。安心した環境を整えるためにもそういったものは必要であるのかなというふうに思っております。今、第1号補正で実施をいたしました、それぞれコロナ対策で計上させていただきました予算がございますので、その中で何かございましたら、そういった環境を整えるためにも、その中で流用なり区分をさせていただいて、即決策を取っていかねばならないかなというふうには思っております。今の現状で、全員にPCR検査というのは大変なかなか難しいものでございますけれども、その事態、ケースに応じた形では必要になってくるのかなというふうには思っていますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（伊谷正昭君）** 辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 関連質問みたいになっているので、あまりあれこれと言うわけにはいかないんですが、しかし、今、説明の中で、答弁の中であったように、図書館のトイレでも一応事業予算を、補正をやって進めて、結果そういうものがコロナ対策に対応して交付金が受け取れるということが、今もう答弁で明らかになったわけですよね。じゃあPCR検査が大がかりにはできないと言って、大がかりにはできないという言葉の中には、保健所の認定に基づいた、そこでのみしかしないということをあえて答弁しているわけやん。それはけしからんということを行っているわけ。だから、1,000円の口開けがどれだけ、僅か1,000円の口開けがどれだけ大事かということ。それが政治姿勢を示すんだという、町民の命を守るんだという1,000円になるんだということ。だからすごく、私は町長が答弁しなかったことを非常に、要するに私は政策的に、関連質問だけど、1,000円を開けておいたらどうですかと

いう提案をしているわけで、これは事務方の問題じゃないんですよ。判断の問題なんですよ。有村町長の姿勢の問題なんですよ。ですから私はもし、前向きに検討したいという答弁があったんで、もう町長が答弁されへんのやったら、私はそっちの事務方の前向きな答弁を受け取っておきます。反論があるんだったら答弁ください。

**○議長（伊谷正昭君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決をします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立全員であります。よって、議案第54号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（伊谷正昭君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後0時12分

再開 午後0時12分

**○議長（伊谷正昭君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（伊谷正昭君）** お諮りします。ただいま請願1件、意見書1件、議提4件が提出をされました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 異議なしと認めます。よって、請願1件、意見書1件、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をしました。

## ◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第1、請願第1号 妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の延長と恒常的なお腹の赤ちゃんの支援に関する請願書についてを議題といたします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略をしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

本案について、紹介議員の説明を求めます。9番、河村善一君。

〔9番 河村善一君登壇〕

**○9番（河村善一君）** 請願第1号 妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の延長と恒常的なお腹の赤ちゃんの支援に関する請願書。

紹介議員、愛荘町議会議員、河村善一、同森野 隆。請願者、住所、滋賀県湖南市下田8-22。氏名、母と子のいのちを守る会代表者、西村 昭。

件名、妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の延長と恒常的なお腹の赤ちゃんの支援に関する請願。

請願趣旨。1、コロナ禍においても妊婦さんとおなかの赤ちゃんを応援する妊婦とおなかの赤ちゃん応援給付金の延長と恒常的なおなかの赤ちゃんの支援を求める。

1つ、コロナに感染した妊婦は、自宅療養ではなく、安全な場所で母子2つの命が守られる体制づくりを求める。

理由。私どもは、命は授かりもの、おなかの赤ちゃんも社会の大切な一員とのメッセージを伝え、妊娠、出産に悩む妊婦さんの無料相談「妊娠SOSほっとライン」を開設するとともに、国民の皆様から一口1円の「円ブリオ基金」を頂き、出産費、健診費の支援をし、これまで880名の赤ちゃん誕生に寄与してまいりました。昨年度は、貴町をはじめ全国412以上の市町村で、コロナ感染症対策として「新生児・おなかの赤ちゃん特別給付金」が実現し、多くの妊婦さんより喜びの声が上がりましたこと、心に感謝申し上げます。

一方、厚生労働省の全国調査の結果、昨年10、11月、人工妊娠中絶を受けた約2,000人のうち、約8%の方が新型コロナウイルスの影響があったと推定されると

報じられ、その理由としてパートナーや自身の収入減、失業などで経済的困窮が大半だということで、私どもの妊娠SOSほっとラインにも妊婦さんから同様の理由で支援を求める相談が入ってきています。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、妊娠や出産への心理的な負担や感染防止に係る経済的負担を軽減するため、全国の自治会から、昨年引き続き、おなかの赤ちゃんを延長する動きが出ています。コロナ禍で産み控えが増える中、産みたいと願う全ての女性を応援していただけるよう、給付金の延長と恒常化を求めます。

また、千葉県柏市で、コロナに感染し、自宅療養の妊婦の搬送先が見つからず、自宅で早産し、赤ちゃんが死亡するという悲しい事件が起きました。新型コロナウイルス感染症から妊婦と胎児を守り、コロナ禍でも安心して赤ちゃんを産み育てられるまちづくりへ向け、施策の充実を求めます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和3年9月16日、愛荘町議会議長、伊谷正昭様。

今回の提出に当たりまして、最近の人口傾向を見ていますと、急激な少子化傾向があります。将来消滅すると言われていた町も出ております。愛荘町合併以来、人口は増加してきましたが、人口減少に変わっております。令和3年度、全国では80万人を割り、70万台になる見込みだと言われております。愛荘町も減る見込みではないでしょうか。私が生まれた昭和23年は団塊の世代と言われておりますが、268万人が出生しています。昨年の出生数は84万832人で、3分の1となっております。愛荘町でも昭和23、愛知川では250名、秦荘で150名ぐらいとするならば、合計400名となります。同じ傾向で3分の1になっているのではないのでしょうか。赤ちゃんを産んでもらうよう皆で応援しようではありませんか。

また、昨年引き続き、生まれてくる赤ちゃんに10万円の給付金を支援する自治体が増えてきています。東京都では赤ちゃんファーストとして、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間の出産した世帯に支給されるそうであります。大津市でも、新生児等特別定額給付金として、令和3年1月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児の子供1人に10万円、これは9月下旬以降に順次支給されることが決まりました。そのほか、現在全国で107の市町で令和3年度妊婦と赤ちゃんへの給付金が支給されることが決まっております。昨年度、給付金決定後のお母さんの喜びの声として、今年6月、私が一般質問で、支給を受けた妊婦の反応はどう

であったのかという問いをいたしましたときに、健康推進課長は、コロナ禍で不安な、不安を抱えながらの妊婦と1人での出産で困惑することが多かった。そのような中、国の特別定額給付金の支給対象にならなかった子供への支給は大変うれしかった。つらい思いをしながら出産してよかったという声を聞かせていただきました。愛荘町民の生の声を聞かせていただくにつけ、給付していただいていたよかったですと思っております。

また、昨年度の妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業の予算と決算を受けて、延長を今回求めるわけですが、昨年9月に出された補正予算では、特別定額給付金として1人当たり11万円、200名の予算額2,200万でありました。決算額は1,370、137万、1,370万ですね。支給人口は、人数は127名と報告されています。その127名の方々はどれほど喜ばれたでしょうか。今年勇気を持って出産された妊婦とおなかの赤ちゃんに応援給付金の延長を求めるものであります。

議員各位におかれましては、適切な御判断をいただき、御議決賜りますようお願いいたします。趣旨説明とさせていただきます。請願趣旨とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採択をいたします。採決をいたします。議案第1号を、ごめんなさい。請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立全員であります。よって、請願第1号 妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の延長と恒常的なお腹の赤ちゃんの支援に関する請願書は、採択することに決定をいたしました。

---

## ◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第2、意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番、河村善一君。

〔9番 河村善一君登壇〕

**○9番（河村善一君）** 意見書第2号、令和3年9月16日、愛荘町議会議長、伊谷正昭様。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。提出者、愛荘町議会議員、河村善一。賛成者、愛荘町議会議員、森野 隆。賛成者同、村西作雄。賛成者同、西澤桂一。賛成者同、瀧 すみ江。賛成者同、竹中秀夫。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化、脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応が迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされぬよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せるまで延長し、その減収分は全額国庫補助金等で対応すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、これを延長すること。



4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減のさらなる延長を行うこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日。

次のページですが、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、経済産業大臣様、内閣官房長官様、経済再生担当大臣様。

滋賀県愛荘町、滋賀県愛知郡愛荘町議会。

以上でございます。皆さんの御判断よろしくお願いいたします。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** これで討論なしと認めます。

これより意見書第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立全員であります。よって、意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

### ◎議提第11号～議提第13号の上程、説明、決定

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第2、第3、ごめんなさい。追加日程第3、議提第11号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第5、議提第13号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会より、閉会中の継続調査に付した旨の申出があります。閉会中の継続

調査に付することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 異議なしと認めます。よって、議提第11号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第12号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第13号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定をいたしました。

---

#### ◎議提第14号の上程、説明、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第6、議提第14号 議員派遣についてを議題にいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 異議なしと認めます。よって、議提第14号 議員派遣については、お手元に配付した議案のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

**○議長（伊谷正昭君）** これで本定例会に付されました日程は全て終了をいたしましたので、会議を閉じます。

---

#### ◎町長挨拶

**○議長（伊谷正昭君）** 町長、閉会の挨拶をお願いします。

**○町長（有村国知君）** 令和3年9月愛荘町議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、人事案件1件、報告案件2件、改正条例案件3件、契約議決案件3件、補正予算案件4件、愛荘町一般会計歳入歳出決算認定案件6件の合計19案件でございます。慎重審議の上、全ての案件につき議決をいただき、誠にありがとうございました。

さて、滋賀県を含む19都道府県に発令されている緊急事態宣言は、9月30日までとなっております。今回のいわゆる第5波では、滋賀県における1日当たりの新規

感染者数は、8月下旬のピーク時には200人を超える日が続きましたが、現在はかなり減少し、当町も直近の10日間で陽性者が1名と、ようやく落ち着いてきたところ。この間、住民の皆様や事業者の皆様には外出自粛や休業要請等、大きな御協力をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。また、今後迎える寒い時期はインフルエンザをはじめとする他の呼吸器疾患も多くなる時期であり、新型コロナとの複合的な感染の波を起さぬよう、引き続き、これまで行ってきた感染拡大防止対策にお力を賜りたいと存じます。

本定例会補正予算におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の期間延長に伴う追加もお認めいただきました。本年5月から進めてまいりましたワクチン接種につきましては、御希望される方への接種をおおむね終えることができる見通しがついたことから、町での集団接種受付は10月13日をもって終了させていただくことになりました。これまでの住民の皆様並びに職域接種を行っていただいた事業所の御理解と御協力を深く感謝を申し上げます。

また、本日追加提案し、可決をいただきました補正予算におきましては、緊急事態宣言により経済活動への影響が生じていることを踏まえ、その影響を受ける町内の中小企業等と個人事業主に対し、売上げ確保や事業継続に向けた取組への支援を行うため、地方創生臨時交付金を活用した事業者支援予算をお認めいただいたところです。これからも新型コロナウイルス感染症との闘いは続いていくものと考えますが、継続的かつ機動的に対処してまいりたいと存じます。

今期定例会における決算審議や一般質問において、議員の皆様から様々に頂戴した御意見を踏まえ、今後も引き続き適切かつ効率的な町行政の運営に誠心誠意努めてまいります所存です。

結びに当たりまして、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御健康と御多幸を、そしてますますの御活躍を心から御祈念を申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（伊谷正昭君）** これをもって、令和3年9月愛荘町議会定例会を閉会をいたします。大変、皆さん長時間御苦労さんでした。ありがとうございました。

閉会 午後0時36分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 9 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 10 番